

大阪市条例第 7 号

大阪市児童相談所条例の一部を改正する条例

大阪市児童相談所条例（昭和39年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第 1 条関係）			別表（第 1 条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]			[同左]		
大阪市南部こども相談センター	大阪市 <u>平野区喜連西 6 丁目</u>	[略]	大阪市南部こども相談センター	大阪市 <u>中央区森ノ宮中央 1 丁目</u>	[同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。					

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。